

[ 事案 21-49 ] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 7 月 27 日 裁定終了

< 事案の概要 >

募集人(銀行員)による虚偽の説明または不十分な説明により、商品内容を誤解したとして、変額個人年金保険を取り消し、既払込保険料を返還してほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 16 年 9 月、募集人が勧誘のため来訪し、同日、銀行にて変額個人年金保険(保険料一時払)に加入したが、本契約は、下記のとおり、募集人の虚偽説明又は説明不十分により商品内容を誤解して締結した不当な契約であり、契約を取り消し既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険会社の商品であることを告げず、銀行の商品であると誤信させた。
- (2) 元本保証でいつでも解約できることを再三強調する一方で、保証されるのは契約後 10 年経過後から支払われる 15 年間の年金受取総額であること、運用結果次第で目減りする可能性があること等の重要な説明を怠った。
- (3) 平成 17 年 5 月の銀行支店長との面談の際、支店長より「本社に相談した結果、契約を解消してもよい」と回答があったにもかかわらず、今では面談さえ全面否定し、偽りを隠蔽している。

< 保険会社の主張 >

募集銀行の説明によれば、下記のとおり、募集人が主張するような虚偽の説明は行っておらず、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 通常の保険募集と同様に商品パンフレットを用いて商品の特性、ことにリスクについて十分に説明しており、保険会社の商品であること、投資信託で運用するため資産残高は上下すること、中途解約時には解約控除があること等のリスクについても説明しており、「元本保証でいつでも解約できること」を強調した募集などは一切行っていない。
- (2) 募集時の記録として、申立人が署名した「質問票」および銀行担当者が作成した「その他特記事項」に鑑みても、募集者の説明を疑うべき理由は認められない。
- (3) 契約後に申立人が解約の申し出のために来店したことはあるが、当時の支店長から「本社に相談した結果、契約を解消してもよい」と回答した事実はない。

< 裁定の概要 >

申立人の主張の法的根拠は明らかではないが、裁定審査会では、消費者契約法 4 条 1 項 1 号(不実告知)に基づく取り消し、詐欺による取り消し(民法 96 条 1 項)、錯誤による無効(民法 95 条)を主張するものと解し、申立人が主張する取消原因、錯誤の有無について、申立書、答弁書等の書面の内容および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記(1)~(5)の事実を総合すると、募集人による申立契約の勧誘に際し、虚偽の説明や商品リスクの説明不足があったとは認めることはできず、申立人の主張する取消事由や錯誤があったと認めることもできない。また、仮に申立人が錯誤に陥っていたとしても、後述の事実を照らすと、申立人には重大な過失(注意義務違反の程度の甚だしい過失)があると言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない。

なお、申立人は、銀行支店長との面談の際における同人の発言内容を問題とするが、真偽はともかく、それは申立契約成立後の経緯であるため、申立契約の取消原因や無効原因となる事情ではない。

したがって、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき

裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 募集人は、申立人に対し、本件商品の内容について、少なくとも簡易パンフレットに基づき説明したことが認められるが、そこには以下のような記載が存在する。

表紙には、かなり大きな文字で「生命保険会社の変額個人年金保険」、「募集代理店 銀行」「引受保険会社 生命保険会社」と記載されている。

本件商品の2つの特長として、「年金受取総額は元本相当額を最低保証」、「運用によって資産が元本相当額より増えた場合には年金受取を待つことなく『特別引出』が可能」と記載され、同趣旨の説明が繰り返し記載されている。

「この保険は、運用実績に応じて資産残高が変動します。」と明記されている。

- (2) 申立人が自署・捺印している契約申込書には、以下のような記載が存在する。

宛先は「生命保険会社」とされ、表題には大きな文字で「変額個人年金保険（最低保証付年金特約付）」と明記されている。

「死亡保険金受取人」欄には、申立人が夫の名前を自書している。

「受領・確認欄」には、「特に重要なお知らせ/ご契約のしおり」「特別勘定のしおり」を確かに受け取りました。」「私は、貴社の変額個人年金保険の加入に際し、当契約申込書裏面の『変額個人年金保険に関する確認書』に記載されている事項について、生命保険募集人から説明を受け、その内容を確認しました。」と記載され、そこに申立人が自署・捺印している。

また、裏面には、「特別勘定には価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク等の投資リスクがあり、特別勘定の運用によってもたらされる損益はすべて保険契約者に帰属すること」が明記されている。

- (3) 申立人は「保険商品のご案内にあたって」と題する書面、「質問票」と題する書面にも自署しているが、これらの書面の記載からも、本件商品が「保険」であることは容易に認識できる。
- (4) 申立人から提出された「生命保険証券」からも、本件商品が、年金支払開始年齢を71歳(10年後)とする、年金支払期間15年の「変額個人年金保険」であることを容易に認識できる。
- (5) 簡易パンフレットのどこにも、申立人が主張するような誤解を招く記載は見当たらない。